

改善報告書

令和6年7月2日

1. **大学名**：広島文化学園大学

2. **認証評価実施年度**：令和3年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○広島文化学園大学教授会規程第5条第1項第3号に基づく学長が定める教育研究に関する重要な事項に関し、学長があらかじめ定め、周知していない点について改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

○実地調査でのご指摘を踏まえ、学内で協議を行い、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものについて、広島文化学園大学学則（以下、学則）及び広島文化学園大学教授会規程（以下、教授会規程）をそれぞれ改正しました。具体的には、学則第57条6項で2項目を定め、さらに6項3号により学長が別に定める事項を、教授会規程第4条で詳細に決めました。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・【基準項目4-1-①】広島文化学園大学学則（令和5年4月1日改正）
- ・【基準項目4-1-②】広島文化学園大学教授会規程（令和5年4月1日改正）